

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 8 月10日
【会社名】	デンヨー株式会社
【英訳名】	Denyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古賀 繁
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 8 番 5 号
【電話番号】	03(6861)1111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 吉田 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 8 番 5 号
【電話番号】	03(6861)1111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 吉田 英夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当482,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成22年8月10日開催の取締役会決議によります。

2．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	800,000株	482,400,000	
一般募集			
計（総発行株式）	800,000株	482,400,000	

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
603		100株	平成22年9月1日（水）		平成22年9月1日（水）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとし、

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
デンヨー株式会社 財務部	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 京橋支店	東京都中央区京橋2丁目3番6号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
482,400,000		482,400,000

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額482,400,000円につきましては、平成22年5月にベトナムに設立した会社であるDenyo Vietnam Co., Ltd.への投融資資金に平成23年3月期中に全額充当する予定であります。

投融資先の資金使途については、国際競争力の強化を目的に建設中のベトナムの新工場用の生産設備資金に充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定であります。

また、設備計画については、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定額 (百万円)		着手及び完了予定年月		摘要
			総額	既支払額	着手	完了	
Denyo Vietnam Co., Ltd.	ベトナム / Hung Yen省	発電機生産設備	500		平成22年10月	平成23年3月	新規工場の生産設備

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 前田 仁
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54%

##### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との関係の欄は、平成22年8月10日現在のものです。

#### 従業員持株制度の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託先を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、当社の従業員等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

#### (1) 概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社グループの従業員が退職した場合等に当該退職者等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

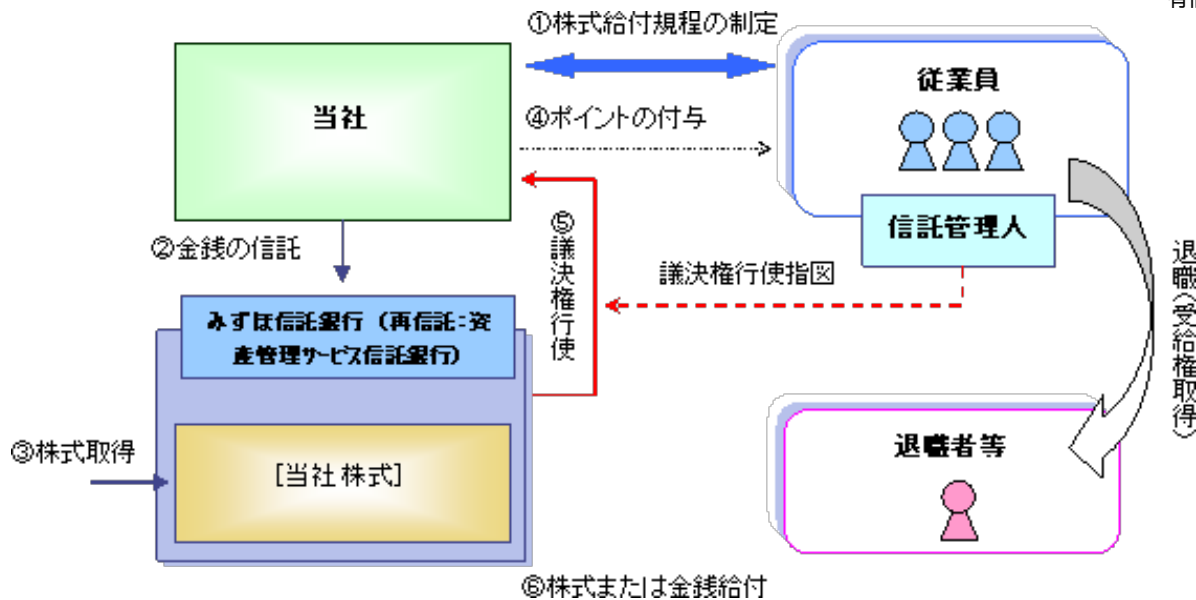
当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、本信託の設定後20年間に、「株式給付規程」に基づき付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、みずほ信託銀行株式会社（資産管理サービス信託銀行株式会社信託口）と当社の間で本届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

#### (2) 受益者の範囲

株式給付規程に基づき株式給付等の権利を取得した者

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続や成果に応じて「ポイント」を付与します。また当社は、ポイントを付与した年度において、付与したポイントに応じて会計上適切に費用処理します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式（または当社株式の時価相当の金銭）の給付を受けます。

#### c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 従業員持株制度の内容（1）概要」に記載しましたとおり、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、「従業員持株制度の内容（1）概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再受託者先：資産管理サービス信託銀行株式会社信託口）を割当予定先として選定したものです。

## d 割り当てようとする株式の数

800,000株

## e 株券等の保有方針

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）との間におきまして、払込期日（平成22年9月1日）より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、株式給付信託契約書により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社（以下「当社等」といいます。）の役員ではないこと、現在又は過去において当社等の役員の2親等内の家族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産処分管理方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理および処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査、および割当先の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との基本方針を定めております。反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けており、割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議の直前1カ月間（平成22年7月10日から平成22年8月9日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（円未満切捨）603円といたしました。

また、直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該価額603円については、前日（平成22年8月9日）における当社株式の終値616円とのディスカウント率が2.1%、直近3ヶ月間（平成22年5月10日～平成22年8月9日）における当社株式の終値の平均値632円とのディスカウント率が4.6%、直近6ヶ月間（平成22年2月10日～平成22年8月9日）における当社株式の終値の平均値672円とのディスカウント率が10.3%となっておりますが、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規程に基づく付与株式数と信託設定日における受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、発行済株式総数に対し3.2%（平成22年3月31日時点の総議決権数233,576個に対して3.4%）となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、従業員の退職に伴うもので緩やかに行われるため、当面は本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式の処分は従業員に対する福利厚生サービスの充実を通じて従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社久栄	東京都中野区新井1丁目37番2号	1,750,913	7.50%	1,750,913	7.25%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,166,700	4.99%	1,166,700	4.83%
イトウチュウ インター ナショナル インク	335 MADISON AVENUE, NEW YORK, N. Y. 10017.U.S.A	937,500	4.01%	937,500	3.88%
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	872,200	3.73%	872,200	3.61%
資産管理サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号			800,000	3.31%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	635,655	2.72%	635,655	2.63%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	622,800	2.67%	622,800	2.58%
デンヨー親栄会	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号	579,465	2.48%	579,465	2.40%
株式会社鶴見製作所	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号	543,227	2.33%	543,227	2.25%
株式会社小松製作所	東京都港区赤坂2丁目3番6号	522,000	2.23%	522,000	2.16%
計		7,630,460	32.67%	8,430,460	34.90%

(注) 1. 平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式1,967,100株は割当後1,167,100株となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第62期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成22年7月2日提出の臨時報告書）

平成22年6月29日開催の当社第62回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、久保山英明、古賀繁、長谷川謙治、吉田英夫、原田誠、増井亨及び辻好雄の7氏を選任する。

第2号議案 監査役1名の選任の件

監査役として、水野康正氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、吉岡良三氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）	
久保山 英明	176,981	5,697	0		可決（95.31%）
古賀 繁	179,293	3,385	0		可決（96.55%）
長谷川 謙治	179,266	3,412	0		可決（96.54%）
吉田 英夫	179,489	3,189	0		可決（96.66%）
原田 誠	180,441	2,237	0		可決（97.17%）
増井 亨	180,664	2,014	0		可決（97.29%）
辻 好雄	180,395	2,283	0		可決（97.15%）
第2号議案				（注）	
水野 康正	181,005	1,783	0		可決（97.42%）
第3号議案				（注）	
吉岡 良三	170,277	12,511	0		可決（91.64%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

## 2 最近の業績の概要

第63期第1四半期決算短信（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）の内容を以下に記載しております。

・ 定性的情報・財務諸表等

### 1 当四半期の連結業績等に関する定性的情報

#### 連結経営成績に関する定性的情報

当第1四半期のわが国経済は、雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、輸出の増加を背景に企業業績は持ち直しつつあり、緩やかな回復が続きました。一方、世界経済全体では、アジアが好調を維持し、米国も緩やかな景気回復が続きましたが、欧州は財政危機や金融システム不安の影響もあり回復のテンポは弱いものとなりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては公共投資の抑制など厳しい市場環境が続いておりますが、海外においては、アジア市場ならびに北中米市場などで需要が堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループといたしましては品質を重視する市場を積極的に開拓してまいりました結果、売上高は61億円（前年同期比11.9%増）となりました。また利益面におきましては、原材料価格の低下やコストダウンの効果により、営業利益は50百万円（前年同期は3億46百万円の営業損失）、経常利益は75百万円（同2億92百万円の経常損失）、四半期純利益は60百万円（同4億28百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント別概況は次のとおりです。

（日本）

日本では、国内の主力市場である建設関連市場は厳しい環境が続いておりますが、レンタル業界向けに発電機、コンプレッサーの出荷が若干増加したことに加え、海外向け発電機の出荷も堅調に推移したことから、売上高は42億44百万円と前年同期と比べ5億8百万円（13.6%増）の増収となりました。

営業損失は1億86百万円となりましたが、売上増加や経費節減に積極的に取り組んだことにより、前年同期に比べ2億74百万円の改善となりました。

（アメリカ）

アメリカは、本格的な景気回復には至っていないものの、大型発電機等の受注があったことから、売上高は10億74百万円と前年同期に比べ84百万円（8.6%増）の増収となりました。営業利益は1億11百万円となり、前年同期に比べ1億20百万円の改善となりました。

（アジア）

アジアは、景気が回復基調にあることから、売上高は7億21百万円と前年同期に比べ35百万円（5.2%増）の増収となりました。営業利益は87百万円となり、前年同期に比べ13百万円の改善となりました。

（欧州）

欧州は、発電機の出荷が増加し、売上高は60百万円と前年同期に比べ18百万円（43.2%増）と若干の増加となりました。営業損失は14百万円となり、前年同期に比べ8百万円の改善となりました。

### 2 連結財政状態に関する定性的情報

当第1四半期連結会計期間末の総資産は410億30百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億63百万円増加いたしました。流動資産は261億19百万円となり、3億18百万円増加いたしました。主な要因は、有価証券が10億円増加したことや、受取手形及び売掛金が8億16百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は149億11百万円となり、3億45百万円増加いたしました。主な要因は、子会社設立による投資有価証券の増加8億97百万円や保有株式の評価替等による投資有価証券の減少4億66百万円等によるものであります。

負債合計は82億27百万円となり、前連結会計年度末に比べ9億47百万円増加いたしました。流動負債は、69億55百万円となり、11億37百万円増加いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が4億41百万円増加したことや子会社設立による出資の未払金が4億48百万円増加したことなどによるものであります。固定負債は12億71百万円となり、1億90百万円減少いたしました。主な要因は、保有株式の評価替等による繰延税金負債が1億51百万円減少したことなどによるものです。

純資産合計は328億3百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億83百万円減少いたしました。主な要因は、四半期純利益60百万円と評価・換算差額等2億60百万円の減少および配当金の支払1億16百万円などによるものであります。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ2.1%低下し、78.1%となりました。

（キャッシュ・フローについて）

当第1半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は111億54百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億76百万円増加いたしました。

当第1四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは次のとおりであります。

- ・ 営業活動によるキャッシュ・フローは、11億68百万円の収入となりました。  
これは主に、売上債権の減少や、仕入債務の増加などによるものであります。
- ・ 投資活動によるキャッシュ・フローは、4億61百万円の支出となりました。  
これは主に、子会社株式の取得による支出などによるものであります。
- ・ 財務活動によるキャッシュ・フローは、1億49百万円の支出となりました。  
これは主に、配当金の支払などによるものであります。

### 3 連結業績予想に関する定性的情報

今後の経済見通しにつきまして、国内の景気に緩やかな回復の兆しが見られるもものの、公共投資の抑制や為替円高の影響など不透明感が強く、予断を許さない経営環境と予想しております。一方、海外市場でもアジア、北米など堅調な需要が予想されますが、欧州経済や為替円高の影響などが懸念されます。

このような状況下におきまして、当社グループといたしましては、新たな需要開拓に積極的に取り組み業績の向上に努めてまいり所存です。第1四半期の業績は、前年同期を上回りましたが、前述のとおり不透明感が拭えないことから、平成23年3月期第2四半期連結累計期間及び通期の業績予想につきましては、平成22年5月13日に「平成22年3月期決算短信」にて公表いたしました業績予想を修正しておりません。

### 4 その他の情報

#### （1）重要な子会社の異動の概要

該当事項はありません。

#### （2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の概要

該当事項はありません。

#### （3）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の概要

##### 資産除去債務に関する会計基準の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

## 5 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	10,154	10,577
受取手形及び売掛金	8,240	9,056
有価証券	1,000	-
商品及び製品	3,746	3,774
仕掛品	272	192
原材料及び貯蔵品	1,816	1,488
その他	915	738
貸倒引当金	26	28
<b>流動資産合計</b>	<b>26,119</b>	<b>25,800</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	3,276	3,313
機械装置及び運搬具（純額）	312	326
土地	4,502	4,502
その他（純額）	168	175
<b>有形固定資産合計</b>	<b>8,260</b>	<b>8,317</b>
<b>無形固定資産</b>	151	148
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,702	5,271
その他	807	842
貸倒引当金	9	13
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>6,499</b>	<b>6,100</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>14,911</b>	<b>14,566</b>
<b>資産合計</b>	<b>41,030</b>	<b>40,367</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	4,297	3,856
短期借入金	931	961
未払法人税等	124	145
未払費用	517	244
引当金	345	465
その他	739	144
<b>流動負債合計</b>	<b>6,955</b>	<b>5,817</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	5	7
退職給付引当金	768	808
繰延税金負債	317	469
その他	180	176
<b>固定負債合計</b>	<b>1,271</b>	<b>1,462</b>
<b>負債合計</b>	<b>8,227</b>	<b>7,279</b>

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,954	1,954
資本剰余金	1,754	1,754
利益剰余金	29,812	29,869
自己株式	1,591	1,591
株主資本合計	31,929	31,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	555	816
繰延ヘッジ損益	4	22
為替換算調整勘定	441	460
評価・換算差額等合計	118	378
少数株主持分	755	721
純資産合計	32,803	33,087
負債純資産合計	41,030	40,367

( 2 ) 四半期連結損益計算書  
( 第 1 四半期連結累計期間 )

( 単位 : 百万円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
売上高	5,452	6,100
売上原価	4,363	4,621
売上総利益	1,088	1,479
販売費及び一般管理費	1,435	1,428
営業利益又は営業損失 ( )	346	50
営業外収益		
受取利息	9	10
受取配当金	38	31
受取家賃	26	21
為替差益	1	-
その他	17	31
営業外収益合計	92	95
営業外費用		
支払利息	7	4
持分法による投資損失	17	27
為替差損	-	22
その他	12	15
営業外費用合計	37	70
経常利益又は経常損失 ( )	292	75
特別利益		
投資有価証券売却益	25	5
貸倒引当金戻入額	11	5
その他	-	0
特別利益合計	36	10
特別損失		
投資有価証券売却損	2	-
退職給付費用	78	-
固定資産処分損	1	0
特別損失合計	82	0
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ( )	337	85
法人税、住民税及び事業税	21	71
法人税等調整額	56	70
法人税等合計	77	1
少数株主損益調整前四半期純利益	-	84
少数株主利益	13	24
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	428	60

[次へ](#)



## (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	337	85
減価償却費	108	98
受取利息及び受取配当金	48	42
支払利息	7	4
持分法による投資損益( は益)	17	27
売上債権の増減額( は増加)	2,236	833
たな卸資産の増減額( は増加)	612	383
仕入債務の増減額( は減少)	2,302	432
その他	48	154
小計	342	1,210
利息及び配当金の受取額	59	55
利息の支払額	2	1
法人税等の支払額	308	96
営業活動によるキャッシュ・フロー	90	1,168
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	32	32
投資有価証券の売却による収入	70	23
子会社株式の取得による支出	-	448
その他	21	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	60	461
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額( は減少)	69	30
長期借入金の返済による支出	2	2
自己株式の取得による支出	123	0
配当金の支払額	215	116
少数株主への配当金の支払額	12	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	284	149
現金及び現金同等物に係る換算差額	87	19
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	46	576
現金及び現金同等物の期首残高	9,304	10,577
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,258	11,154

## (4) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## (5) セグメント情報

## 〔事業の種類別セグメント情報〕

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して、当社グループ（当社及び連結子会社）は産業用電気機械器具等の製造並びに販売とこれらに関連する保守その他のサービスが主な事業であり、売上高、営業利益の金額に占める当該事業の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 〔所在地別セグメント情報〕

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	3,735	989	685	42	5,452	-	5,452
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	582	14	-	-	596	(596)	-
計	4,317	1,003	685	42	6,048	(596)	5,452
営業利益又は営業損失（ ）	461	8	73	22	419	72	346

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. アジアの区分に属する主な国又は地域は、シンガポール及びマレーシアであります。

3. その他の地域の区分に属する主な国又は地域は、オランダであります。

## 〔海外売上高〕

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

	北・中米	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	1,365	968	252	2,587
連結売上高（百万円）				5,452
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	25.1	17.8	4.6	47.5

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北・中米.....アメリカ、カナダ

(2) アジア.....シンガポール、インドネシア

(3) その他.....イギリス、ロシア

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

	北・中米	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	1,432	1,190	470	3,093
連結売上高(百万円)				6,100
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	23.5	19.5	7.7	50.7

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北・中米.....アメリカ、カナダ

(2) アジア.....シンガポール、インドネシア

(3) その他.....イギリス、ロシア

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 〔セグメント情報〕

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社グループは、主に産業用電気機械器具等の製造・販売をしており、国内においては当社及び西日本発電機㈱が担当しております。また、補修部品等の販売については、デンヨー興産㈱が担当しております。海外においてはアメリカをデンヨーマニファクチュアリングコーポレーション、アジアをユナイテッドマシナリーサービスP T E . L T D . 及び欧州をデンヨーヨーロッパB . V . がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「アメリカ」、「アジア」、「欧州」を報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	四半期連結損益 計算書計上額
	日本	アメリカ	アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	4,244	1,074	721	60	6,100	-	6,100
セグメント間の内部売上高又は振替高	852	25	-	-	878	(878)	-
計	5,096	1,099	721	60	6,978	(878)	6,100
セグメント利益 (営業利益又は営業損失( ))	186	111	87	14	2	52	50

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

- ( 6 ) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記  
該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第62期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

デンヨー株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	白井 弘 印
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
----------------	-------	----------

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデンヨー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt;内部統制監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デンヨー株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、デンヨー株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

デンヨー株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白井 弘 印
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデンヨー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt;内部統制監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デンヨー株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、デンヨー株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

デンヨー株式会社  
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデンヨー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年7月1日を合併の効力発生日として、連結子会社であるデンヨーテクノサービス株式会社及びデンヨー貿易株式会社を吸収合併することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

デンヨー株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデンヨー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。